

## 名誉会員に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、定款の規定に基づき、名誉会員選出に関し、必要な事項を定める。

### (被推薦人の資格)

第2条 名誉会員となることのできるものは、次の各項に掲げるいずれかの基準を満たし、推薦時に満70歳以上のものとする。

- (1) 会長、副会長、理事、監事および本会の各種委員会の委員長・責任幹事、などのいずれかを歴任し、本会の進歩、発展に特に寄与したもの
- (2) 研究発表会の大会実行委員長の任を経験し、かつ評議員を10年以上委嘱されたもの
- (3) 本会に対して特に貢献度が高いと理事会が判断したもの

### (推薦人の資格)

第3条 名誉会員を推薦できる者は本会の評議員とする。

### (推薦の受付)

第4条 会長は評議員に対し、受付期間を明記して、名誉会員の推薦を受け付ける旨の通知をしなければならない。

### (推薦の方法)

第5条 評議員は、名誉会員として推薦したい者がいるときは、会長が指定した期間に必要な書類を本会事務局に提出する。

2 推薦に必要な書類は次のとおりとする。

2名以上の推薦人の自筆の署名のある会長宛の推薦書

本会での役員歴、研究発表会の発表歴、およびその他の研究業績を明記した被推薦人の自筆の署名のある履歴書

### (候補者の選出)

第6条 会長は名誉会員の推薦を受けたときは、理事会で候補者を選出し、評議員会の議を経たのち、総会で承認を受ける。

### (細則の変更)

第7条 本細則の変更は、評議員会の決議による。